

○大熊町プロポーザル方式実施要綱

(平成29年2月23日訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大熊町財務規則(昭和28年大熊町規則第1号)第242条の規定に基づき、大熊町が発注する工事、委託等(以下「業務」という。)について第3条に定める業務において、最適な受注候補者を特定する方式(以下「プロポーザル方式」という。)を適用する場合において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公募型とは、プロポーザル方式のうち、第7条に定める提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。

2 指名型とは、プロポーザル方式のうち、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名に関する要綱(昭和61年大熊町訓令第1号。以下「指名要綱」という。)第5条に規定する有資格者名簿に登録された者から提案を受ける方式をいう。ただし、前項において町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(対象業務の選定)

第3条 対象業務は、次に掲げる業務のうち、町長が必要と認める業務について行うものとする。

- (1) 技術的に高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (3) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務
- (4) 事業や計画の基本構想、基本計画に関する業務
- (5) 設計から施工まで一括発注する業務
- (6) 標準的な業務の実施手法が定められていない業務
- (7) その他プロポーザル方式に基づき執行することが適当であると町長が認める業務

(対象業務の審査)

第4条 町長は、発注する業務にプロポーザル方式を採用する場合においては、公募型又は指名型による発注実施の可否を指名要綱第3条の規定に基づく工事等請負業者指名委員会において審議するものとする。

(技術提案書審査委員会の設置)

第5条 町長は、受注候補者をプロポーザル方式により特定することとした場合は、技術提案書審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査委員会の委員は5名以上の者で構成し、業務の内容、重要度及び規模に応じて、職員以外の者を委員とすることができる。
- 3 その他審査委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、町長が別に定める。
- 4 審査委員会の庶務は、業務所管課及び総務課が担当する。

(審査委員会の審議)

第6条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 公募型における参加資格
 - (2) 指名型における技術提案書の提出を要請する者
 - (3) 評価項目及び評価基準その他評価結果が同点の場合の取扱等受注候補者の特定に必要な事項
 - (4) 技術提案書の評価及び特定
- (技術提案書提出者資格要件)

第7条 技術提案書を提出する者(以下「提出者」という。)に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 指名要綱第5条に規定する有資格者名簿に登録された者であること。ただし、公募型の場合は、適用しない。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和61年大熊町訓令第2号)により入札参加制限中の者でないこと。
 - (4) 業務の内容が測量業務である場合は、第1号から第2号に加え、測量法(昭和24年法律第188号)の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
 - (5) 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、第1号から第2号に加え、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
 - (6) 業務の内容が建築設計業務である場合は、第1号から第2号に加え、建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- 2 資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。
- (1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による登録にすること。
 - (2) 企業の実績にすること。
 - (3) 配置予定技術者の資格にすること。
 - (4) 配置予定技術者の実績にすること。
 - (5) その他町長が必要と認める事項
- 3 提出者が当該業務を共同連帶して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体(以下「設計共同体」という。)である場合の参加資格は次のとおりとする。
- (1) 構成員の数が、町長が決めた数を超えない者であること。
 - (2) 構成員が前項に基づき定める参加資格を満たしている者であること。ただし、前項に基づき定める参加資格を満たす必要がある構成員については、必要に応じて限定することができるものとする。
 - (3) 設計共同体の運営について必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。
 - (4) 構成員の分担業務が、業務の内容により同項第3号の協定書において明らかであること。
 - (5) 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、同項第3号の協定書において明らかであること。
 - (6) 構成員において決定された代表者が、同項第3号の協定書において明らかな者であること。

(公募型プロポーザル方式技術提案書の募集)

第8条 町長は、公募型により受注候補者を特定しようとする場合は、次に掲げる事項を、掲示場へ掲示又は町ホームページにより公表する。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 技術提案書の提出者に要求される提案資格
- (3) 受注候補者を特定するための技術提案書評価基準

- (4) 担当部課
 - (5) 説明書の交付期間、交付場所及び方法
 - (6) プロポーザル参加表明書記載事項の説明
 - (7) プロポーザル参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
 - (8) 提案資格確認結果通知書及び技術提案提出要請書の送付期限及び方法
 - (9) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法
 - (10) 技術提案書の取扱いに係る事項
 - (11) プロポーザル参加表明書及び技術提案書の作成様式記載上の留意事項
 - (12) 説明書等に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
 - (13) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
 - (14) 評価結果が同点となった場合の措置
 - (15) 技術提案書の特定通知及び非特定通知に関する説明
 - (16) 提案資格の喪失に係る事項
 - (17) その他町長が必要と認める事項
- (参加表明書の提出)

第9条 町長は、前条による公表において指定する日までに、公募型において技術提案書の提出を希望する者から、プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)及び必要書類(当該公表において指定された場合に限る。)を提出させなければならない。

(参加表明者の提案資格の確認等)

第10条 町長は、前条の規定に基づき参加表明書を提出した者(以下「参加表明者」という。)について、第7条の規定に基づく提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 参加表明者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第11条 町長は、参加表明者に対し、第8条による公表において指定する日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった参加表明者に対しては、提案資格が認められなかった旨通知する。

3 第1項の提案資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、審査委員会に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(指名型プロポーザル方式の指名通知)

第12条 町長は、指名型により受注候補者を特定しようとする場合は、審査委員会で選定した提案書の提出を要請する者(以下「要請者」という。)に対し、プロポーザル参加指名通知書により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 受注候補者を特定するための技術提案書評価基準
- (3) 担当部課
- (4) 説明書の交付期間、交付場所及び方法
- (5) 技術提案提出意思確認書の提出期限、提出場所及び方法
- (6) 技術提案提出要請書の送付期限及び方法
- (7) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法
- (8) 技術提案書の取扱いに係る事項

- (9) 技術提案書の作成様式記載上の留意事項
- (10) 説明書等に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
- (11) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
- (12) 評価結果が同点となった場合の措置
- (13) 技術提案書の特定通知及び非特定通知に関する説明
- (14) 提案資格の喪失に係る事項
- (15) その他町長が必要と認める事項

- 2 前項の規定による指名通知において指定する日までに、同通知を受けた要請者の技術提案書の提出の意思を、技術提案提出意思確認書により確認しなければならない。
- 3 前項の技術提案提出意思確認書を提出しない者については、技術提案書の提出の意思がないものとみなすことができる。
(提案書の提出要請)

第13条 町長は、第10条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者(以下「有資格参加表明者」という。)又は前条の規定により技術提案書の提出の意思があることを記載した技術提案提出意思確認書を提出した者(以下「意思を有する要請者」という。)に対し、第8条による公表又は前条による指名通知において指定する日までに、技術提案提出要請書を送付するものとする。

(説明の実施)

第14条 町長は、業務の性格上、対面で説明が必要とされる場合には、有資格参加表明者又は意思を有する要請者が一同に会さない形式で、個々に説明を行うことができる。

(技術提案書)

第15条 技術提案書の内容は、当該業務の評価項目に照らし極力簡潔なものとする。また、原則として指名通知に示されているもの以外の追加資料は受理しないものとする。

- 2 技術提案書提出後は、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- 3 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4 提出された技術提案書については、返却しないものとする。
- 5 提出された技術提案書は、受注候補者の特定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- 6 提出された技術提案書は、公表しないものとする。ただし、予め公告又は募集要領等において公表する旨明示している場合は、この限りではない。

(技術提案書の評価及び特定)

第16条 審査委員会は、提出された技術提案書及びヒアリングを実施した場合における提案について評価基準に基づく評価を行うものとする。

- 2 町長は、審査委員会の承認を得た上で、提出者に対し技術提案評価結果通知書により評価結果を通知するものとする。
- 3 特定されなかった者は、審査委員会に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。
- 4 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して15日以内に書面により回答する。

(審査結果の公表)

第17条 受注候補者の審査結果については、掲示場へ掲示又は町ホームページにより公表する。

(提案資格の喪失)

第18条 有資格参加表明者及び意思を有する要請者が、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第7条に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合において、町長は、当該有資格参加表明者及び意思を有する要請者に対し、その業務に係る提案を行うことができない理由又は提案書を無効とした理由を付して通知しなければならない。

(受注候補者の失格と次点者の繰上げ)

第19条 受注候補者が前条の規定により無効となった場合、同条の規定に該当しない者で、かつ第16条第1項の評価が次点の者を受注候補者とすることできる。

(仕様の決定)

第20条 町長は、受注候補者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容を決定する。

(契約の締結)

第21条 町長は、受注候補者と対象の業務について随意契約により契約を締結するものとする。

(提案者が多数見込まれる場合の特例)

第22条 町長は、審査員会は、提案者が多数あることが見込まれ、受注候補者の特定に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、事前評価等の必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。